

松江市告示第 616 号

松江市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱を次のように制定する。

令和 3 年 12 月 28 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和 3 年 11 月 26 日付府政経運第 399 号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知「令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」別紙)に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特別的な給付措置として実施する子育て世帯への臨時特別給付金(以下「子育て特別給付金」という。)支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 子育て特別給付金の支給対象者は、次の各号に掲げる支給対象児童の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 平成 18 年 4 月 2 日から令和 3 年 8 月 31 日までに生まれた児童 当該児童に係る令和 3 年 9 月分の児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。)による児童手当(以下「児童手当」という。)の受給者(法附則第 2 条第 1 項に規定する特例給付の受給者(以下「特例給付受給者」という。)を除く。以下「児童手当受給者」という。)
- (2) 平成 15 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた児童(以下「高校生」という。) 当該高校生を養育している者であって児童手当の法本則給付の受給者相当である者及びそれに準ずる者(法第 4 条第 1 項第 4 号に係る者を含む。)
- (3) 令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに生まれた児童 当該児童に係る児童手当受給者(特例給付受給者を除く。以下「新生児支給対象者」という。)

2 前項の規定にかかわらず、子育て特別給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して子育て特別給付金が支給されている場合には、この限りでない。

<p>令和 3 年 9 月 30 日(以下「基準日」という。)後に支給対象者が死亡した場合</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童(法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する支給要件児童をいう。)に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>基準日の翌日から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、支給対象者に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童(法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。以下同じ。)であること又は里親等へ委託され、若しくは施設等へ入所若しくは入院している高校生(以下「高校生の施設入所等児童」という。)であること把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童又は高校生の施設入所等児童が委託されている里親等又は入所若しくは入院をしている施設等の設置者</p>
<p>基準日の翌日から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、支給対象者からの暴力を理由に避難し、当該支給対象者と生計を別に行っている当該支給対象者の配偶者(支給対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)が、当該支給対象児童に係る法第 7 条第 1 項の規定による認定の請求をし、松江市長による当該認定の請求に関する通知が支給対象者に到達した場合又はこれに準ずる手続きを行った場合</p>	<p>左欄に掲げる当該支給対象者の配偶者</p>

(子育て特別給付金の支給額等)

第 3 条 子育て特別給付金の支給額は支給対象児童 1 人につき 100 千円とする。

(児童手当受給者に対する支給の申込み等)

第 4 条 市は、児童手当受給者(法第 17 条第 1 項に規定する公務員であるもの(以下「公務員」という。)を除く。以下同じ。)に対し、子育て特別給付金の支給の申込みを行う。

2 児童手当受給者は、前項の申込みを受けた際、子育て特別給付金の受給を希望しない場合は、令和 3 年度子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書(様式第 1 号)を市長に届け出るも

のとする。

- 3 市長は、第 1 項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、児童手当受給者に対し、基準日において市が把握する児童手当振込時における指定口座（次項の規定により指定された口座がある場合は、当該口座）に振り込むことにより子育て特別給付金を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りではない。
- 4 口座解約等の事情により前項の指定口座に子育て特別給付金の支給を行うことができない児童手当受給者は、児童手当支払金融機関変更届（様式第 2 号）を提出することにより、子育て特別給付金の支給を受けるための口座を変更することができる。

（新生児支給対象者に対する支給の申込み等）

第 5 条 市は、新生児支給対象者（公務員を除く。以下同じ。）に対し、支給対象児童に係る児童手当の認定請求又は額改定請求を行った翌月以降に、子育て特別給付金の支給の申込みを行う。

2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の新生児支給対象者について準用する。

（申請による支給の方式）

第 6 条 前 2 条の規定による児童手当受給者及び新生児支給対象者以外の支給対象者（当該支給対象者が公務員以外であって、支給対象児童を配偶者等と 2 人以上で養育している場合は、いずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者とする。以下「その他支給対象者」という。）は、子育て特別給付金の支給を受けようとする場合は、令和 3 年度子育て世帯への臨時特別給付金申請書（請求書）（様式第 3 号）を必要に応じて支給対象児童等との関係が確認できる書類等を添付して市の窓口へ郵送又は提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該その他支給対象者の本人確認を行うものとする。

3 第 1 項の規定による申請は、令和 4 年 3 月 15 日までに行わなければならない。ただし、その他支給対象者のうち公務員で、令和 4 年 3 月分の児童手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者については、令和 4 年 4 月 15 日までとする。

（代理による申請）

第 7 条 前 2 条の規定にかかわらず、次に掲げる者（以下「代理人」という。）は、申請者に代わり、前条の申請を行うことができる。

- (1) 申請時点でのその他支給対象者の属する世帯の世帯構成員
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
- (3) 親族その他の平素からその他支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

2 前項の規定により代理人が子育て特別給付金の申請をするときは、当該代理人は申請書に委任状を添付しなければならない。この場合において、市長は、当該代理人本人であることを確認するため、代理人に公的身分証明書等の提出又は提示を求めるものとする。

3 市長は、第 1 項第 2 号及び第 3 号の代理人にあつては、代理人であることを証明する書類の提出を求めるものとする。

(その他支給対象者に対する支給の決定)

第 8 条 市長は、第 6 条第 1 項の申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該その他支給対象者に対し、次の各号に掲げる方式のいずれかにより子育て特別給付金を支給する。

(1) 口座振替方式 その他支給対象者から指定された金融機関の口座(原則としてその他支給対象者本人名義の口座とする。)に振り込む方式

(2) 窓口交付方式 口座への振り込みによる支給が困難である場合(その他支給対象者が金融機関に口座を開設していないことその他前号に掲げる方式による支給が困難な場合に限る。)に、市が当該窓口で現金をその他支給対象者本人に直接交付することにより支給する方式

(子育て特別給付金の支給等に関する周知)

第 9 条 市長は、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び支給対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による市民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 10 条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請を要するその他支給対象者から第 6 条第 3 項の申請期限までに申請が行われなかった場合、当該その他支給対象者が子育て特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第 4 条第 3 項(第 5 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による支給決定を行った後、基準日において市が把握する児童手当振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座)に子育て特別給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、第 4 条第 1 項(第 5 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による子育て特別給付金の申込みに係る契約は解除されるものとする。

3 市長が第 8 条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 11 条 市長は、子育て特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て特別給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 12 条 子育て特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第 13 条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 12 月 28 日から施行し、令和 3 年 11 月 26 日から適用する。